

障害当事者団体ベクトルズ 定款 改訂2ver.

第1章 総則

(第1条 名称)

当団体は「障害当事者団体ベクトルズ」と称する。
略称は「ベクトルズ」と称する。
英語表記は「The Challenged vectors」とする。

(第2条 活動拠点および団体の所在地)

当団体は、活動拠点および団体の所在地を次の通りとする。

(1) 公共施設札幌エルプラザ

(1-1) 所在地 札幌市北区北8条西3丁目28

(2) 当団体の事務所

(2-1) 所在地 札幌市白石区東札幌1条6丁目4-6-103

(2-2) 活動の際には事務所を事務局と呼称する場合もあるものとする

(第3条 事務所)

当団体は、事務所を代表理事宅に置くこととする。なお、事務所内に事務局を設置し、事務局長を置くものとする。事務局および事務局長に関しては第4章・第9章にて規定する。

(第4条 趣旨)

当団体は、同じ思い・同じ方向性・同じ強さを持ち合わせた「同じベクトル上」で活動を行う障害当事者による団体である。

(第5条 目的)

当団体は、お互いの障害を理解し合い、お互いの得意分野や好きなことを活かして社会の一員として心地よく暮らすことのできる北海道の社会づくりを目指し、障害者福祉及び保健福祉に関する多種多彩な活動を行うことにより、障害があることによって生きづらさを感じざるを得ない現在の社会に対して、障害当事者の視点から、北海道における障害者福祉の推進に寄与することを目的とする。

(第6条 活動)

当団体は、次の活動を行う。

(1) 障害当事者がその体験を広く市民に語り伝える講演活動

- (2) 障害当事者がその体験を会員同士で語り合う活動
- (3) 障害当事者が制作した作品を販売あるいは展示を行う活動
- (4) その他、障害者福祉に関連する多種多様な活動

(第7条 公告)

当団体は、公式サイト上に掲示することにより公告を行う。

(第8条 機関の設置)

当団体は、理事会を設置する。

第2章 会員

(第9条 会員の種別)

当団体の会員は、次の2種とする。ただし、対外的に会員数を提示する際は役員も会員としてカウントするものとする。

- (1) 会員 障害当事者として活動に参加するために入会した個人
- (2) 賛助会員 資金的に活動に協力するため入会した個人または団体

(第10条 会員の入会)

当団体は、次の条件を全て満たし、かつ理事会が承認した者のみ第9条第1項で定めた「会員」として入会することができるものとする。理事会にて承認決議が下りるまで、当該者は当団体の会員を名乗ることを禁ずる。

- (1) 当団体の趣旨を理解し、入会の意思のある障害者であること
 - (1-1) 障害者手帳の所持の有無は関係ないものとする
 - (1-2) 医師によるグレーゾーンの診断を受けた者、医師による「診断名をつける段階にはないが恐らく●●障害の疑い」という見解を示された者、知能心理検査によるグレーゾーンの結果を受けた者等も、当団体の障害者として認めるものとする
- (2) 当団体の定款に従うことのできる者であること
- (3) ネットを使用した連絡あるいはミーティングができる者であること

(第11条 賛助の入会)

当団体は、当団体の趣旨を理解し資金的に活動に協力したい者のみ第9条第2項で定めた「賛助会員」として入会することができるものとする。会費を納入するまで、当該者は当団体の賛助会員を名乗ることを禁ずる。

(第12条 会費)

当団体の運営及び活動に生じる費用に充てるため、会員は、次の会費を理事会が指定する方法で納入する義務を負う。なお、事業年度の途中で入会した場合でも会費額は年間単位とする。

- (1) 会員 年間 1,000 円
- (2) 賛助会員 年間 1,000 円

(第13条 退会)

当団体は、メールやネットのオンラインツールあるいは手紙など何らかの方法にて退会希望の旨および理由を表明することで、いつでも退会することができる。なお、自らの意思により退会した当該者は、改めて第10条に定める入会手続きを経ることにより復帰も可能とする。

(第14条 除名)

当団体は、次のいずれかに該当する者については、理事会の判断によって除名（強制退会）させることができるものとする。除名された者は今後一切の接触を固く禁ずる。なお、会員を除名する場合は、既に自由意思により退会した者に対しても適応されるものとする。

- (1) 定款違反の行為、風紀を乱す行為を注意しても繰り返した者
- (2) 上記のほか、当団体の運営上好ましくないと、理事会が判断した者

(第15条 会員資格の喪失)

第13条に定める退会者の他、当団体の会員が以下のいずれかの事項に該当した場合は、会員資格を喪失する。ただし、医療機関への入院等により長期間連絡が取れないと認められる者については次の事項の適応外とする。

- (1) 第12条に定める会費の納入が、当該者が入会した事業年度の終了日までに行われない場合
 - (1-1) 当該者には事前に3回の「会費未納入」をあらゆる手段で通達する
 - (2) 当該者が死亡または団体解散・企業倒産した場合

(第16条 会員資格喪失に伴う権利義務)

当団体の会員が、会員資格を喪失した場合は、当団体に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、第13条に定める退会の当該者について未払いの会費等がある場合には、退会後も当団体に対する未払い分の納入を免れないものとするが、第14条に定める除名の当該者については未払いの会費等があっても納入の必要はないものとする。なお、未払い分の納入を3回通達しても応答がない場合は当該者を除名とする。また、当団体は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、

その他の抛出品は、これを一切返還しない。

(第17条 会員名簿)

当団体は、会員の氏名または組織名及び住所、連絡先等を、記録した会員名簿を作成し、当団体の事務局長が管理するものとする。なお、プライバシー保護のため会員名簿の閲覧は理事会および理事会が承諾する者に制限する。

(第18条 会員資格等の処分の禁止)

当団体は、会員がその会員としての権利を、非会員への譲渡、貸与をすることを一切認めない。

第3章 総会

(第19条 種類)

当団体の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(第20条 構成)

当団体の総会は、賛助会員を除く全ての会員をもって構成し、総会における議決権は会員1名につき1個とする。

(第21条 権限)

当団体の総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員から役員に立候補した者の承認
- (2) 定款及びその他諸規定作成及び変更の承認
- (3) 事業計画書及び事業報告書の承認
- (4) 会員または会員同士による活動の企画発案
- (4-1) 企画発案の承認は理事会が予算等の見積を行い決議する
- (5) その他、理事会の決議により総会へエスカレーションされた議題の承認

(第22条 開催)

当団体の定時総会は、毎事業年度内に最低1回開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。なお、オンラインツールを使用した開催方法も可能とし、なるべく会員の負担を軽減するよう配慮する。

(第23条 招集手続)

当団体の総会は、次の招集手続を経るものとする。

- (1) 理事会の決議に基づき代表理事が招集する
- (2) 会員は代表理事に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる
- (3) 定時総会の招集は、当該総会の日々の1週間前までに会員に対してその通知を発しなければならないとするが、臨時総会の招集は随時とする。
- (3-1) 通知は、オンラインツールを使用した方法により発することができる

(第24条 招集手続の省略)

当団体の総会は、会員の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(第25条 議長)

当団体の総会は、代表理事が議長に当たる。

(第26条 定足数及び決議)

当団体の総会の定足数は、委任状を含めて半数以上の会員が出席し成立する。また、出席した会員の議決権の多数決をもって決議を行う。

(第27条 議事録)

当団体の総会は、電磁的記録をもって議事録を作成し、誰もが閲覧できるよう公式サイト上に掲載する。

第4章 役員

(第28条 役員の設定)

当団体に、次の役員を置く。

- (1) 理事2名以内
 - (1-1) 理事のうち、1名を代表理事とする
 - (1-2) 理事のうち、1名を副代表理事または代表補佐理事とする
 - (1-3) 理事は事務局長を兼任できるものとする
 - (1-3-1) 事務局長は補佐として理事ではない会員を事務員として任命することを可能とするが、事務員の必要または不必要の判断は事務局長に一任する

(第29条 役員を選任)

当団体の役員を選任は、次の通りとする。

- (1) 会員の中から立候補者を募る期間を1週間設ける

- (2) 会員が、立候補者の略歴及び抱負等を 1 週間閲覧できるようにする
- (3) 立候補者の中から、理事会の決議によって役員を選任し、総会に承認を求める
 - (3-1) 役員への立候補は会員であれば誰もが立候補の権利を有する
 - (3-2) 役員の定数は第 28 条に定める通りとし、原則として定数を超えない限りにおいて立候補者は当選できるものとする
- (4) 役員への立候補者数が 2 名に満たない場合、推薦も可能とする

(第30条 役員の職務及び権限)

当団体の役員は理事会を構成し、職務を執行する。各役員の役職の職務は次の通りとする。

- (1) 代表理事は、当団体を代表し、その業務を統括して執行する
- (2) 副代表理事は、代表理事と共に当団体を代表し、全体の業務を補佐する
 - (2-1) 副代表理事は、代表理事およびその他の理事が体調不良あるいは医療機関への入院等によってその業務を執行できない場合、これを代行する
- (3) 代表補佐理事は、代表理事の業務補佐や相談に応じ、代表理事を支える
- (4) 事務局長は、理事会が定める当団体の事務的業務を統括して執行する
- (5) その他の理事は、代表理事の指示に従って業務を執行する

(第31条 役員の任期)

当団体の役員は、任期を定款には定めないが理事会の決議による期間とする。なお、辞任または任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(第32条 役員の解任)

当団体の役員の解任あるいは役員の役職変更は、理事会が権限を有し、第 35 条において定める。

(第33条 報酬等)

当団体の役員は、無報酬とする。

第 5 章 理事会

(第34条 構成)

当団体の理事会は、全ての役員をもって構成する。

(第35条 権限)

当団体の理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画書及び事業報告書並びに付随する書類の作成
- (2) 役員の職務執行の監督、報告、連絡、相談
- (3) 役員の選任、解任あるいは役員における役職の任命及び解任
- (4) 役員を選任する選挙期間の決定及び号令
- (4-1) 当団体の設立時の役員選任は設立前に話し合いによって決定するものとする
- (5) 会員または会員同士による活動の企画発案の承認あるいは棄却
- (6) その他、当団体の運営及び活動に関して総会が権限を有していない事項の全てを決議

(第36条 開催)

当団体の理事会は、必要に応じて開催する。なお、手紙、オンラインツールを使用した開催方法も可能とする。また、委任状による出席および承認・棄却も可能とする。

(第37条 招集手続)

当団体の理事会は、次の招集手続を経るものとする。

- (1) 代表理事が招集する
- (2) 理事会の招集は、当該理事会の日の3日前までに、全ての理事に対してその通知を発しなければならない
- (2-1) 通知は、オンラインツールにより発することができる
- (2-2) 緊急的な理事会の招集が必要な事案が発生した場合には、本条の手続きを省略できるものとする

(第38条 招集手続の省略)

当団体の理事会は、理事全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(第39条 議長)

当団体の理事会は、代表理事が議長に当たる。

(第40条 決議)

当団体の理事会は、過半数の理事が出席し、出席した理事の多数決をもって決議を行う。なお、委任状による出席および議決権行使も可能とする。ただし、理事会をもって決議が難儀な議題については、総会にエスカレーションを行う。

(第41条 議事録)

当団体の理事会は、電磁的記録をもって議事録を作成し、誰もが閲覧できるよう公式サイト上に掲載する。

第6章 寄付金

(第42条 寄付金の募集)

当団体は、会員・賛助会員または第三者に対し、寄付金の募集を求めることができる。寄付金の募集に関する方針及び戦略については、理事会が決定する。

(第43条 寄付者の権利に関する規定)

当団体は、寄付金の寄付者に関して次の通り定める。

- (1) 寄付金の寄付によって、当団体の議決権その他の権限を取得できるものではない
- (2) 既に寄付された寄付金は、一切返還しない

第7章 資金

(第44条 資金の種類)

当団体の資金は、次の5種とする。

- (1) 会員会費
- (2) 寄付金
- (3) 活動収入
- (4) その他の収入

(第45条 資金の管理)

当団体は、資金を事務所の金庫及び専用の現金小口財布で管理し、事務局長が管理を担当する。また、オンライン会計サービス等を使用して帳簿を作成し、おおよそ半年間に1回の頻度で理事会が監査を行う。

(第46条 資金のうち予算及び決算全般)

当団体の予算は、次の通りとする。

- (1) 活動ごとの必要経費を見積、確保する
- (2) 予算の見積は後の状況に合わせ、柔軟に見直すことができる
- (3) 支出額が明らかな時は事前に金庫または専用の現金小口財布より引出し支払い、これ以外においては支払い担当者の立替額を事後清算する

(4) 支払いの際に剰余金が生じた時は、速やかに金庫または専用の現金小口財布に戻す

(4-1) 支払い担当者は原則として事務局長だが、多忙の場合は代表理事が任命した事務員が行う

(4-1-1) 支払い担当者が事務局長と異なる場合、必ず自己資産と混ざることのないよう封筒等に金銭を入れて受け渡しすることとする

(5) 決算上剰余金が生じた時は、次事業年度に繰り越す

(6) 事業計画書及び事業報告書は事務局長が作成し、理事会が確認を行う

(第47条 決算に関する書類の閲覧)

当団体は、事業計画書及び事業報告書並びに決算に関する文書を、誰もが閲覧できるよう、公式サイト等で公開する。

(第48条 剰余金の分配禁止)

当団体は、剰余金の分配を禁ずる。

第8章 プライバシーの配慮及び情報共有の範囲

(第49条 活動名義の使用)

当団体は、様々な事情を抱えた者が集まり対外的な場において活動を行うことが多く、本名の公開を避けたいと希望する者も多いことを配慮し、希望する者に対しては本名とは異なる活動名義もしくは愛称の使用を推奨する。なお、会員名簿については本名および活動名義もしくは愛称の記録を必要とする。

(第50条 情報共有の範囲)

当団体は、疾患や障害、不得意なことや苦手なことなどを抱える多種多様な者が集まり活動を行うため、会員同士が互いに気遣い、配慮、助け合うことが必要不可欠となる。そのため、会員の情報は必要な範囲で共有する。共有する情報は本人が自ら支障のない範囲で自己開示することを推奨するが、理事会の承認を得た上で行うこととする。ただし、情報共有において知り得た情報を、活動以外において使用することは禁ずる。

第9章 事務局

(第51条 事務局)

当団体は、当団体の事務を処理するために事務所内に事務局を設置し、次の事項を定

める。

- (1) 事務局には事務局長及び必要な会員を事務員として置くことができる
- (2) 事務局長は代表理事が任免し、事務員は事務局長が任免する
- (3) 事務局長は理事が兼務することができるものとする

第10章 定款の変更及び解散

(第52条 定款の変更)

当団体の定款は、理事会が素案の作成及び決定を行い、総会の決議によって承認あるいは変更を求めることができる。

(第53条 解散)

当団体は、理事会の決議によって組織を解散できる。ただし、全員の理事の出席及び賛同によるものとする。なお、解散決議に限っては委任状による出席等は認めないものとする。

(第54条 残余財産の帰属)

当団体が解散する場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、北海道内において障害者福祉あるいは保健福祉に取り組む団体に贈与するものとする。ただし、会員個人の私有物を持ち寄って活動で使用しているお金以外の物については、当団体の有する残余財産には該当せず、元々の所有者へ返還するものとする。

(第55条 免責規定)

当団体および会員は、活動に伴い生じた事故等に関し、いかなる責任も負わず、各会員の自己責任とする。ただし、札幌市役所による札幌市地域活動保険に該当する賠償補償に関しては申請するものとする。

【附則】

(附則1 設立年月日)

当団体の設立年月日は、2024年9月1日とする。

(附則2 事業年度)

当団体の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(附則3 施行及び改定)

本定款は、2024年9月1日より即日施行とする。

本定款は、2024年9月8日に改訂、即日施行とする。

本定款は、2024年9月10日に改訂し、翌11日より施行とする。

(附則4 設立時役員)

設立時役員は次の通りとする。

(1) 代表理事 兼 事務局長 内田貴之氏

(2) 代表補佐理事 尾垣洋輔氏

(附則5 会員数の定義)

当団体の会員数には、役員も含めるものとする。

(附則6 役員の呼称及び表記)

当団体の役員に関する呼称及び表記は、理事と同義とする。

以上

この定款の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

札幌市白石区東札幌1条6丁目4-6-103

障害当事者団体バクトルズ 代表理事 内田貴之

